○総務省告示第百十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十七年総務省告示第三百二十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

〔自由民主党〕自由民主党茨城県第四選挙区支部の項中

「　レタックス台紙印刷代　275,400　五十嵐印刷㈱　常陸太田市　」を

「　メッセージ用封筒・台紙印刷代　275,400　五十嵐印刷㈱　常陸太田市　」に改める。

〔自由民主党〕自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部の項中

「（事務所費）

一件五万円未満の計　300,000

合　計　300,000　」を

「（事務所費）

支出の目的	金額	氏名	住所
事務所家賃	50,000	㈲オネスア	港区
〃	75,000	〃	〃
一件五万円未満の計	175,000		
合　計	300,000		

」に改める。

○総務省告示第百十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定による政党が同法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった旨の届出があったので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	届出をした政党の代表者であった者の氏名	政党助成法第二条第一項各号の政治団体となった年月日	届出年月日
日本を元気にする会	松田　公太	平成二十八年一月十三日	平成二十八年一月十九日

○総務省告示第百十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十三条の規定に基づき、平成二十七年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

政党交付金の交付額

1　政党交付金の総額　32,014,333,000円

2　各政党に対して交付した政党交付金の額

⑴　維新の党

交付した月日	4月20日	666,195,750円
	7月17日	666,195,750円
	10月20日	666,195,750円
	12月18日	666,195,750円
小　計		2,664,783,000円
交付決定額		(2,664,783,000円)

⑵　公明党

交付した月日	4月20日	738,032,000円
	7月17日	738,032,000円
	10月20日	738,032,000円
	12月18日	738,032,000円
小　計		2,952,128,000円
交付決定額		(2,952,128,000円)

⑶　次世代の党

交付した月日	4月20日	140,337,500円
	7月17日	163,641,250円
	10月20日	163,641,250円
	12月18日	163,641,250円
小　計		631,261,250円
交付決定額		(631,261,250円)

⑷　社会民主党

交付した月日	4月20日	117,538,000円
	7月17日	117,538,000円
	10月20日	117,538,000円
	12月18日	117,538,000円
小　計		470,152,000円
交付決定額		(470,152,000円)

⑸　自由民主党

交付した月日	4月20日	4,262,272,250円
	7月17日	4,262,272,250円
	10月20日	4,262,272,250円
	12月18日	4,262,272,250円
小　計		17,049,089,000円
交付決定額		(17,049,089,000円)

⑹　新党改革

交付した月日	4月20日	26,214,000円
	7月17日	26,214,000円
	10月20日	26,214,000円
	12月18日	26,214,000円
小　計		104,856,000円
交付決定額		(104,856,000円)

⑺　生活の党と山本太郎となかまたち

交付した月日	4月20日	82,750,750円
	7月17日	82,750,750円
	10月20日	82,750,750円
	12月18日	82,750,750円
小　計		331,003,000円
交付決定額		(331,003,000円)